

証券取引法等改正法案と 投資サービス法の関係

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-1

【要約】

2006年3月13日、証券取引法等改正法案が国会に提出された。

これは、現行の証券取引法を金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）に全面移行するための法律案である。

ただ、罰則の強化やTOB規制・大量保有報告制度の見直しなどを前倒しで施行するために、若干、複雑な構造となっている。

証券取引法等改正法案の国会提出

2006年3月13日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」（以下、証券取引法等改正法案）が国会に提出された¹。

これは、現行の「証券取引法」を「金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）」に全面移行するための法律案である。

ただ、罰則の強化やTOB規制の見直しなどに関する規定を前倒しで施行する関係で、若干、複雑で、すぐには「金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）」に移行されるのだとは分かりにくい構造となっている。

本稿では、証券取引法改正法案の概要を、「金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）」とどのように関連しているのかを中心に解説する。

証券取引法等改正法案の構造と概要

前述のように、証券取引法等改正法案は、昨年12月22日に公表された金融審議会（金融分科会第一部会）の報告（「投資サービス法（仮称）に向けて」）を受けて、現行の「証券取引法」を「金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）」に全面移行するための法律案である。

ただ、証券取引法等改正法案では、「投資サービス法」に直接関連する事項だけではなく、それ以外の事項についても、併せて法律改正を行うことが予定されているのである。具体的には、相場操縦やインサイダー取引などに対する罰則強化、TOB規制・大量保有報告書制度の見直しなどである。

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。



そのため、証券取引法等改正法案は、全体が 20 条の条文と附則によって構成されているが、証券取引法については、そのうち第 1 条～第 3 条までの三段階(施行日ベースで見ると四段階) に分けて改正を行うこととしている。その最終段階で「金融商品取引法」に移行することとなっている。具体的には、次の通りである。

証券取引法等改正法案の条文	改正内容	施行(予定)
第 1 条	証券取引法の部分改正 - 相場操縦やインサイダー取引などに対する罰則強化など	公布後 20 日
第 2 条	証券取引法の部分改正 - TOB 規制の見直し - 大量保有報告書制度の見直し(重要提案行為等関連)	公布後 6 ヶ月以内
	- 大量保有報告書制度の見直し(特例報告の頻度など)	公布後 1 年以内
第 3 条	金融商品取引法への全面改正	公布後 1 年 6 ヶ月以内

まず、第一段階として、ライブドア事件などを受けて、優先順位の最も高い「相場操縦やインサイダー取引などに対する罰則強化」については、現行の証券取引法の部分改正によって迅速な施行(公布から 20 日) を予定している(第 1 条関連)。

次に、第二段階として、近年のファンドを通じた M&A などを受けた TOB 規制や大量保有報告制度の見直しも、優先順位が高いとして、やはり現行の証券取引法の部分改正によって対応することとしている(第 2 条関連)。

施行時期は、基本的には公布から 6 ヶ月以内を予定しているが、実務レベルでの準備期間が必要となる大量保有報告書の提出頻度(原則 3 ヶ月ごとの基準日 原則 2 週間ごとの基準日) については 1 年以内の施行を予定している。

こうした優先順位の高い事項を先行して改正・施行した上で、第三段階で証券取引法を金融商品取引法に全面的に移行することとされている(第 3 条関連)。施行時期は、公布から 1 年 6 ヶ月以内を予定している。

なお、証券取引法等改正法案の他の条文については、第 4 条には他の法律²の施行に伴う技術的な改正、第 5 ～ 20 条には証券取引法以外の関連する法律³の改正が盛り込まれている。

最後に、証券取引法等改正法案の構造を表にまとめると次ページの表のようになる。

² 具体的には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律である。

³ 具体的には、投資信託及び投資法人に関する法律、銀行法、保険業法などが含まれている。

【証券取引法等改正法案の構造と概要】

条文	改正される法令名	内容	施行日
1 条	証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦、インサイダー取引などに対する罰則強化	公布日から起算して 20 日間を経過した日
2 条	証券取引法（名称は証券取引法のまま）	T O B 制度の見直し - 買付者が競合する一定の場合についての T O B の義務化 - T O B 条件の変更等の柔軟化 - 意見表明報告書等の義務化 - 全部買付義務の導入	公布日から 6 ヶ月以内の政令指定日
		大量保有報告書制度の見直し - 重要提案行為等目的の場合に特例報告の適用を認めない	同上
		- 特例報告の頻度を多くする（原則 3 ヶ月ごと 原則 2 週間ごと） - 電子提出の義務化	公布日から 1 年以内の政令指定日
3 条	証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正 - 「金融商品取引業」に対する規制の整備（登録制、販売・勧誘規制など） - 集団投資スキームに関する包括的な定義規定（開示規制など） - プロ・アマ区分の整備 など	公布日から 1 年 6 ヶ月以内の政令指定日
		- 内部統制報告書の導入 - 四半期報告制度の整備 など	同上（ただし、適用は 2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度からの予定）
4 条	金融商品取引法（上記の名称変更後）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う技術的な改正	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日
5 条	投資信託及び投資法人に関する法律	金融商品取引法に関連する規定の整備・準用など	公布日から 1 年 6 ヶ月以内の政令指定日
6 条	商工組合中央金庫法	同上	同上
7 条	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	同上	同上
8 条	農業協同組合法	同上	同上
9 条	水産業協同組合法	同上	同上
10 条	中小企業等協同組合法	同上	同上
11 条	協同組合による金融事業に関する法律	同上	同上
12 条	商品取引所法	同上	同上
13 条	信用金庫法	同上	同上
14 条	長期信用銀行法	同上	同上
15 条	労働金庫法	同上	同上
16 条	銀行法	同上	同上
17 条	不動産特定共同事業法	同上	同上
18 条	保険業法	同上	同上
19 条	農林中央金庫法	同上	同上
20 条	信託業法	同上	同上

一部の改正事項については、公布日から起算して 20 日間を経過した日を施行日とすることとしている（附則 1－）。